

学校3事業の再開に向けた説明会について（ご報告）

港区役所 協働まちづくり推進課 市民活動推進グループ
教育・人権啓発グループ

1 日程及び参加者数

令和2年7月22日(水)	ゆめホーム「ゆめ」かなえる港区民センター ホール	62名
27日(月)	ゆめホーム「ゆめ」かなえる港近隣センター 集会室2	45名
28日(火)	ゆめホーム「ゆめ」かなえる港近隣センター 講堂	25名
30日(木)	港区役所 5階会議室	8名

※ いわゆる3密回避のため、分散し複数回の開催としています。

2 説明会の対象

いわゆる学校3事業（生涯学習ルーム事業、小学校区教育協議会（はぐくみネット）事業、学校体育施設開放事業）の各運営委員会や利用団体のご代表

3 説明の骨子

- (1) 万一、感染者が判明した場合、消毒等の措置が必要なため、学校園・学級の臨時休業や幼児・児童・生徒の出席停止措置等、教育に大きな影響を及ぼすことから、学校園では極めて厳しい感染症予防策が求められていることを、十分に理解していただく。
- (2) 各活動にあたっては、「地域活動等実施における学校園使用時の新型コロナウイルス感染予防策」を順守していただく。
- (3) 『学校施設利用のみなさまへ』に示された『学校施設の消毒ルール』を順守して消毒していただく。具体の消毒箇所については、各学校が定めたチェックリストに基づき、消毒していただく。
- (4) 上記のことを理解し参加者にも周知徹底させること等を誓約し、また必要な準備が整ったものから、8月7日(金)以降に、活動を再開していただくことができる。

4 主な質疑等

- (1) 学校以外のグラウンドでの子ども会活動（とりわけ対外試合）についても、これらを守らなければいけないか？
⇒ 今回、お示したのは、学校を使っの講座や活動についての感染予防策や消毒ルールであり、学校以外の場所での地域活動（子ども会活動を含む）に対し、基準を示したり制限したりするものではありません。
学校以外の場所での地域活動での注意事項については、6月に各地域に説明させていただいた「地域活動を実施する皆様へ～新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策～（令和2年6月11日現在）」に基づき、適切に実施してください。

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、補助金を充てることは可能か？
⇒ スタッフや参加者の感染防止対策のため、消毒液や飛沫拡散防止用のビニールシート、検温計などの物品の購入に補助金を充てることは可能です。
ただし、購入理由（購入する物品が必要不可欠なものかどうか）や購入量（適切な数量かどうか）について説明できるようにしていただく必要があります。
- (3) 消毒液等について、子ども会事業でキックベース、ソフトボール、ドッジボールの3つの活動を行っている場合、3つの活動ごとに購入・利用しなければならないか、それとも共同で購入・利用してもよいか？
⇒ いずれでも結構です。
- (4) 示された「活動にあたっての予防策や消毒ルール等」を順守しても、予防策には「感染が拡大傾向になった場合は事業中止や実施方法を見直す」とあるが、こういった状況になれば、見直すことになるのか？
⇒ 2月や3月の際には教育委員会からも学校3事業に関わって控えていただくことを区役所に依頼がありましたが、現時点ではこうした依頼は来ていません。昨今の大阪府下の感染状況は認識しており今後の動向は注視しなければならないと考えていますので、新たな判断をせざるを得ない場合には、ご協力をお願いします。
- (5) PTAは体育施設開放として利用団体である一方、児童・生徒の保護者でもあり、児童・生徒のことを考えると、不安である。
⇒ ご説明の趣旨は、「万一、感染者が判明した場合に教育に大きな影響を及ぼすことから、学校園では極めて厳しい感染症予防策が求められていることを、利用団体の皆さんに十分に理解していただき、消毒等を徹底していただくこと」であり、こうしたご説明をさせていただくことでリスク抑制に努めていますので、ご理解ください。
- (6) 今回、示された「活動にあたっての予防策や消毒ルール等」を元にしながら、学校と個別に協議して、独自のものを作成することは可能か？
⇒ 具体の消毒箇所については各校でチェックリストを定めていますが、統一的にお示ししている「活動にあたっての予防策や消毒ルール」については学校とも調整して作成しておりますので、お示ししたものを順守していただきますようお願いいたします。
なお、今回、お示ししている「活動にあたっての予防策」を修正した方がよいものについては、今後の改訂に反映してまいります。
- (7) このように厳しいのであれば、生涯学習ルーム事業を地域会館で実施することとして、場所を変えてもよいか？
⇒ 構いません。ただし、この場合、既に提出していただいている計画書の変更計画をご提出いただきますようお願いいたします。